

<h1>静岡市報</h1>	No. 66
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 2
- 株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・ 2
- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例・・・・ 3
- 農業委員会規則**
- 静岡市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

<本号で掲載された条例のあらまし>

◇ **静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第62号)**

- 1 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備することとした。
- 2 この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。

◇ **株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成20年静岡市条例第63号)**

- 1 株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、静岡市消防団員等公務災害補償条例、静岡市職員退隠料等支給条例、静岡市職員退職年金等支給条例及び清水市職員退隠料等支給条例の所要の規定を整備することとした。
- 2 この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。

◇ **地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成20年静岡市条例第64号)**

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、静岡市議会政務調査費の交付に関する条例、静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例及び静岡市特別職報酬等審議会条例の所要の規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月1日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第62号

静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。
（静岡市立の高等学校等教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）
- 2 静岡市立の高等学校等教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例」を「静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に改める。

株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成20年9月10日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第63号

株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法

律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(静岡市職員退隠料等支給条例の一部改正)

第3条 静岡市職員退隠料等支給条例（昭和23年静岡市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(静岡市職員退職年金等支給条例の一部改正)

第4条 静岡市職員退職年金等支給条例（昭和29年静岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(清水市職員退隠料等支給条例の一部改正)

第5条 清水市職員退隠料等支給条例（昭和37年清水市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成20年9月12日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第64号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(静岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市議会政務調査費の交付に関する条例(平成15年静岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。
(静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成15年静岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条中「第203条第4項及び第5項」を「第203条第3項及び第4項」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第2条の見出しを「(議員報酬額)」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第3条(見出しを含む。)、第4条第2項及び第7条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年静岡市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

(静岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 静岡市特別職報酬等審議会条例(平成15年静岡市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農業委員会規則

静岡市農業委員会規則第1号

静岡市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年8月28日

静岡市農業委員会会長 海野和美

静岡市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則

静岡市農業委員会総会会議規則（平成15年静岡市農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とする。

第21条第1項中「会長」を「議長」に改め、同条を第22条とする。

第20条を第21条とする。

第19条第4号中「会長」を「議長」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とする。

第17条第1項及び第3項中「会長」を「議長」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第1項中「会長」を「議長」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条中「会長」を「議長」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「会長」を「議長」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に1条を加える。

（議長）

第7条 会長は、総会の議長となる。

2 委員の改選後の初めての総会において、会長が選出されるまでの間は、年長の委員が臨時に議長になる。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。